

県立学校における暴力行為動画の拡散事案への対応について

令和 8 (2026) 年 3 月 12 日

教育政策課、学校安全課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課

令和 8 年 1 月 4 日に県立学校における暴力行為動画が拡散された事案について、県教委局内横断の対応チーム「学校安全・安心対応チーム」を設置し、対応を実施してきたので、その状況を報告するもの。

1 学校安全・安心対応チームでの対応状況

(1) 緊急アンケート調査の実施

全県立学校に児童生徒を対象とした「見過ごされているいじめ及び暴力行為がないか生徒への緊急のアンケート調査等」の実施及び報告を依頼

【調査結果】学校が既に把握していた事案()を除き、本調査において新たに把握した事案数

【	いじめが疑われるもの	17 件
	暴力行為が疑われるもの	4 件

近年の、県立学校全体でのいじめの件数は、年間 350 件程度、暴力行為は 60 件程度

(2) 暴力行為、いじめ防止に関する指導等の実施

全県立学校に児童生徒を対象とした「暴力行為、いじめ防止に関する指導」、「情報モラル教育」の実施及び報告を依頼

【報告結果】全県立学校で各学級、学年集会、全校集会等の様々な形で実施済み

(3) 指導の手引き等の提供

SNS 投稿・拡散への対応や情報モラル教育に活用できる参考資料や、新たに SNS トラブルに特化した情報モラル指導の手引きを作成し、県立学校及び市町教育委員会に提供

(4) いじめの重大事態の調査の実施

本事案をいじめの重大事態に認定し調査するとともに、課題及び再発防止について当該校と連携しながら検証中

(5) 生徒の精神的ケアの実施

SC、SSW等と連携しながら、当該校の生徒の精神的ケアを実施

2 今後の対応

(1) 緊急アンケート調査で把握した事案への対応

各学校において、丁寧に聴き取りし適切に対応するよう指導助言

(2) 児童生徒が声を上げられる環境整備

来年度から相談・通報窓口の環境を整備 「令和 8 (2026) 年度 いじめの通報窓口設置事業」

(3) SNS 時代の教員の人権意識・情報リテラシーの向上

研修等により、教員が SNS 等に関して理解を深め適切な指導ができるよう、引き続き取組を進める。

SNS時代の生徒指導ハンドブック - 情報モラル教育 教師のための手引き - (概要)

令和8(2026)年3月12日
教育委員会事務局教育政策課

作成の趣旨

- ・ 教員の生徒に対する情報モラル教育に関する指導力の向上
- ・ SNS等による投稿・拡散における誹謗中傷等の人権侵害の未然防止

掲載項目及び内容

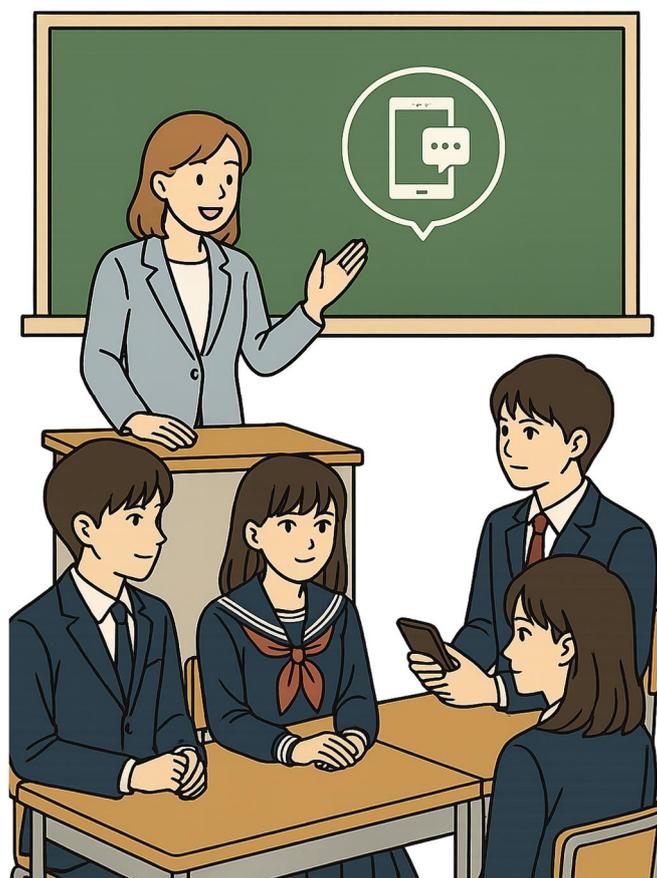
項目	内容
インターネットの特性を踏まえた指導	インターネットの特性や人権教育の視点を踏まえた情報モラル指導のポイントを整理
情報モラル教育の重要性	SNS等による投稿・拡散における法的責任等について実例を交えて解説
情報モラル教育の概要	生徒に考えさせる学習活動の例示 「GIGAワークブックとちぎ」などの参考資料の情報提供
学校が取るべき対応	インターネット上で誹謗中傷等が起きた際の学校の対応や相談窓口をフロー図で解説

今後の活用

研修会等での周知や校内研修での活用を通して、県立学校教職員の生徒に対する情報モラル教育に関する指導力の向上に努める。

S N S時代の生徒指導ハンドブック

情報モラル教育 教師のための手引き



令和 8 (2026)年 2 月

栃木県教育委員会

はじめに

スマートフォンの普及により、大人も子どもも SNS を日常的に利用するようになり、その在り方が大きな社会問題になっています。校外外を問わず、暴行やいじめの様子を撮影した動画が安易に投稿され、瞬時に拡散されることで、被害が取り返しのつかない形で固定化される、又は、新たな被害を生み出す そうした出来事が現実となっています。

SNS は、子どもたちの表現やつながりを広げる便利な道具である一方、使い方を誤れば、人の尊厳を傷つけ、加害者にも被害者にもなり得る危険性を併せ持っています。そして多くの場合、これらの出来事は「軽い気持ち」「場のノリ」「その場では深く考えなかった」という瞬間から始まります。

こうした問題に向き合う際、私たち教員に求められているのは、ルールや禁止事項を一方的に伝えることだけではありません。生徒自身が「なぜ、それはいけないのか」「自分や他者の人生に、どのような影響を及ぼすのか」を自ら考え、判断できる力を育むことが重要です。

令和 8（2026）年 2 月に策定した「とちぎ教育ビジョン」では、「一人一人の子どもを主語にする教育」を掲げ、教員の役割を「子どもたちの主体的な学びへの支援者・伴走者へと転換していく」ことを示しています。また、「誰もが安全に安心して学べる学校づくり」を教育の大前提とし、情報モラルの育成を含む教育 DX の推進や、発達支持的生徒指導の重要性を明確に位置付けています。

SNS 利用に関する指導も、まさにその実践の一つです。生徒の行動の背後にある思い、とりわけ承認欲求や不安に目を向け、単なる「指導」ではなく「人としてどう生きるか」を共に考える「対話」が求められています。

本手引きは、すぐに使える指導例や視点を示すものではありませんが、そのまま読み上げるためのものではありません。ぜひ、教員一人一人が、ここに示された内容を出発点として、自らの体験や問題意識、学校や学級の実情を重ね合わせ、自分自身の言葉で生徒に語りかけることを願っています。

生徒の心に響く言葉は、マニュアルからではなく、生徒を真正面から見つめ、悩み、考え抜いた教員の姿勢から生まれます。

この手引きが、教員自身が SNS の危険性と可能性を改めて見つめ直し、生徒とともに「安全で安心な学びの場」「互いの尊厳が守られる学校文化」を築くための一助となることを願います。

目次

- 1 インターネットの特性を踏まえた情報モラル指導（生徒に伝えるための 5 つの視点）
- 2 情報モラル教育の重要性（事例から考える）
- 3 情報モラル教育の概要
- 4 SNS 等による投稿・拡散に対して学校が取るべき対応
- 5 Q & A（生徒からの質問に対して）

1 インターネットの特性を踏まえた情報モラル指導（生徒に伝えるための5つの視点）

視点1 公開性について 「内輪^{うちわ}のつもり」は通用しない

インターネットに書き込んだ内容は、書いた瞬間から「多くの人に見られる可能性があるもの」になります。友だち同士だけのやり取りのつもりでも、公開型のサービスであれば、実際には誰が見ているか分かりません。

写真や動画、個人情報を軽い気持ちで投稿したことで、「知らない人に拡散される」「学校や家庭、将来にまで影響が出る」といったトラブルは、決して珍しい話ではありません。

また、「ここは閉じた場所だから大丈夫」と思って投稿した内容が、スクリーンショットや転載によって、別の場所で公開されることもあります。一度広まった情報は、自分の力では止められません。

さらに、他人が作った文章・写真・動画には、著作権や肖像権があります。「ネットにあったから使っていい」「みんなやっているから大丈夫」では済まされず、ルールを守らない発信は責任を問われる行為になります。

ネットに出す＝公の場に出す

この意識を、常にもたせることが重要です。

視点2 記録性について 消したつもりでも、消えていない

インターネットに一度出した情報は、完全に消すことは難しいと考えてください。自分が削除しても、「誰かが保存している」「別の場所に転載されている」「記録として残っている」可能性があります。

また、名前を書いていなくても、誰が発信したのか分かる仕組みは存在します。「匿名だからバレない」という考えは、通用しません。

過去の投稿を調べることは簡単です。進学、就職、アルバイト、推薦など、将来の大切な場面で、過去のネット上の言動が見られることもあります。

その投稿を、数年後の自分が見ても後悔しないか

そう考えてから発信する力を身に付けさせましょう。

視点3 信憑性について ネットの情報は、まず疑う

インターネットでは、誰でも情報を発信できます。その中には、間違った情報、誇張された話、意図的にだまそうとする情報も多く含まれています。

情報を受け取るときは、「本当に正しいのか」「根拠はあるのか」「誰が、何の目的で出しているのか」を考える姿勢が必要です。

また、相手が実在する人物かどうかだけでなく、そのサイトやサービス自体が信用できるかを見ることも重要です。

「書いてあったから」「みんなが言っているから」と信じてしまうと、だまされる側にも、結果的に間違った情報を周囲に広めてしまう側にもなり得ます。

ネットの情報は、うのみにしない

これを当たり前の行動として身に付けさせましょう。

視点4 公共性について ネットは、みんなで使う場所

インターネットは便利ですが、使っているのは自分だけではありません。発信する情報は、受け取る側に「時間」「通信量」「集中力」といった負担を与えます。

必要のない情報を大量に送ることは、迷惑行為です。インターネットは、みんなで共有して使う公共の資源だという意識が必要です。「送れるから送る」「書けるから書く」ではなく、

「この情報は本当に必要か」「相手の立場や権利に配慮できているか」

このことを考えて使う姿勢を育てましょう。

視点5 流出性について 流出した情報は、取り戻せない

個人情報の流出は、最も深刻で、取り返しがつきません。信頼できないサイトの中には、「アクセスただけでウイルスに感染する」「知らないうちに情報を抜き取る」仕組みを持つものがあります。

「見るだけだから大丈夫」「登録していないから安全」という考えは、通用しません。

一度情報が流出すると、「どこで」「誰に」「どのように使われるか」を、自分ではコントロールできなくなります。「怪しい」「少しでも不安」そう感じたら、

信頼できないサイト等には近づかない・開かない

この判断を即座にできる力が必要です。

指導の軸として

生徒にとってインターネットは、生活の一部です。だからこそ、「知らなかった」では済まされない責任があるという現実を、具体的に、現実的に伝えることが重要です。

また、「画面の向こうには人がいる」ことを認識する必要があります。顔が見える見えなにかかわらず、インターネット上であってもお互いの人権を尊重した言動が求められることも確実に伝えましょう。

参考：「情報化社会の新たな問題を考えるための教材 ～安全なインターネットの使い方を考える～
指導の手引き」(文部科学省委託 情報モラル教育推進事業)

2 情報モラル教育の重要性（事例から考える）

生徒自身が負う責任

SNS の写真投稿が事件につながった事例

無断投稿からストーカー被害・法的責任へ

事例（実際に起きているケースを基に再構成した事例）

ア．高校生 A が、友達 B の了承を得ずに写真を SNS に投稿

イ．写真には「顔」「制服」「通学路付近」が写っていた

ウ．第三者（悪意ある人物）が写真から B を特定

エ．B に対し「『写真見たよ』などの DM」「登下校時のつきまとい」が始まる

オ．不安を感じた B と保護者が警察に相談

カ．警察が第三者（加害者）をストーカー規制法違反として警告・捜査

キ．きっかけを作った A に対し、B 側から「プライバシー侵害」として損害賠償請求

このようなケースは、実際に警察・弁護士が確認している典型事例です。

（未成年のため、実名報道されないことが多い）

なぜ写真 1 枚で危険が生まれるのか

写真から分かる情報

制服 学校名が特定 / 背景 自宅・行動範囲 / 投稿時間 生活リズム

顔が写っていないくても、特定される危険があります。

法律的に何が問題になるのか

不法行為（民法第 709 条）

・無断撮影や SNS 公開などの侵害行為は、民事上の不法行為責任（損害賠償）が成立し得る

ストーカー被害の有無は関係ありません。

・未成年の場合、保護者が監督責任として賠償金を支払うケースが多い

よくある誤解（SNS への投稿）

誤解	実際
友達だから OK	× 同意がなければ違法になることがある
悪意がなければ大丈夫	× 結果が重視される
消せば問題ない	× 保存・拡散は止められない
顔を隠せば安全	× 制服・背景で特定される

指導上のポイント

- ・「軽い気持ちの SNS 投稿」が重大な事件や法的責任につながることを知る
- ・写真 1 枚に含まれる情報の危険性を理解する
- ・被害者にも加害者にもならないための行動を考える

他人の投稿に反応する行為が事件につながった事例

事例（実際に起きているケースを基に再構成した事例）

ア．SNS 上に特定人物を誹謗中傷する投稿が現れる

イ．その投稿に対して、多くの人が「リポスト（拡散）」や「いいね」を押した

ウ．被害者が「『いいね』を押した人」も中傷に加担したとして提訴

エ．裁判所は「執拗な『いいね』は、名誉感情を侵害する違反行為」と判断

「ボタン一つ押しただけ」でも、賠償請求に発展する可能性がある。

法律的に何が問題になるのか

名誉毀損（刑法第 230 条）

- ・ 誹謗中傷投稿に加担したと解されれば、“社会的評価を低下させる行為に協力した”として損害賠償が認められる可能性

侮辱罪（刑法第 231 条）

- ・ リプライ（返信）などで侮辱的表現を返すと、加害者として刑事罰が科される可能性

不法行為（民法第 709 条）

- ・ 「いいね」やリポストが被害を広げたと認められれば、民事上の不法行為責任（損害賠償）が成立し得る

自身で誹謗・中傷を投稿する行為だけでなく、他者の中傷に反応する行為（いいね・リポスト等）も法的責任を伴う。

よくある誤解

誤解	実際
いいね・リポストしただけで責任はない	賠償命令が出た裁判例もあり、“ワンクリックでも責任発生”するケースがある
いいねはブックマークの意味だから問題ない	裁判において、“肯定と受け取られる可能性が高い”と判断したケースがある
自分は誹謗中傷を書いていない	拡散・賛同が被害を深めるとして責任が問われるケースがある
悪気がないなら大丈夫	法律は“結果”を重視し、意図の有無より、拡散による被害の発生が問題

指導上のポイント

- ・ SNS 上の「軽い反応」（いいね・リポスト（拡散）・リプライ（返信））が法的責任の対象になることを理解する
- ・ 他人の誹謗中傷投稿へ加担する危険性を認識させ、安易な反応を避ける態度を身に付ける
- ・ 自分が投稿しなくても、拡散や賛意を示す行動が被害を広げる可能性を学ぶ

学校や教員が負う責任（指導の在り方を考える）

学校の不作為に対する責任（いじめ）

事案の概要

- ・生徒が同級生から継続的な嫌がらせ、金銭強要・暴行を受ける
- ・学校はいじめを把握、しかし口頭注意レベルで放置

裁判所の判断 学校（市）に損害賠償責任

- ・「適切な措置を取らなかった過失」を明確認定
- ・学校は生徒の心理的安全を確保する義務を負う

当時は対面のいじめだったが、裁判所が学校に求める「安全配慮義務」の基準は、SNS時代の現在も全く変わっていない。

SNS についての責任

事案の概要

- ・生徒が SNS で誹謗中傷、加工画像の拡散を受ける
- ・保護者が学校に複数回相談
- ・学校は「学校外の SNS だから」と消極対応

裁判所の判断 学校設置者（自治体）に賠償命令

- ・ネット上であっても、学校生活に影響が及ぶ以上、指導・介入義務がある

法的責任の考え方

裁判所は以下のプロセスで学校の「法的責任（過失）」を認定します。

条件	内容
予見可能性（気づけたか？）	SNS 被害の予兆を認識できたか
結果回避義務（防げたか？）	適切な調査・指導で被害の拡大を防げたか
不作為（やらなかったか？）	予見できたのに具体的な行動を怠ったか

学校が日常的に行っておくべき対応

- ・ SNS 上のトラブルであっても、学校生活へ影響が生じている場合は、学校の教育的責務として適切に対応できるよう、日頃から指導体制を整える
- ・ 相談や情報提供があった際には、事実確認・記録・初期対応を確実に行うという基本姿勢を、教職員間で共通理解として徹底する
- ・ 一人の教員が抱え込まず、管理職・学年・教育委員会等と連携して組織的に対応する体制を普段から確立する

3 情報モラル教育の概要

情報モラルとは、情報社会において他者の権利を尊重しながら、安全かつ責任ある情報の活用や発信を行うために必要な考え方と態度のことであり、すべての児童生徒が身につけるべき基盤的な資質とされています。しかし、ICT環境が急速に変化する現在の教育現場では、情報モラル教育を推進する上でいくつかの課題が指摘されています。一つが、トラブルや危険を「自分には関係ない」と捉えてしまうことで理解が行動に結びつかない、いわゆる当事者意識の不足です。また、禁止事項を伝えるだけの指導では、SNSやAIなど複雑な状況に直面した際に自ら判断し適切に行動する力が育ちにくく、自律的な判断力・行動力の育成が難しいという課題もあります。

これらの課題を解決するため、以下の学習活動などを通して、生徒に情報モラルを確実に身に付けさせるようにすることが必要です。

- ア．情報発信による他人や社会への影響について考えさせる学習活動
- イ．ネットワーク上のルールやマナーを守ることを意味について考えさせる学習活動
- ウ．情報には自他の権利があることを考えさせる学習活動
- エ．情報には誤ったものや危険なものがあることを考えさせる学習活動
- オ．情報や情報技術の特性についての理解を促す学習活動

引用：学習指導要領解説総則編

自分事として捉え、自分で判断し、責任ある行動ができるようにする

参考資料

GIGA ワークブックとちぎ アドバンスト 2025 (とちぎ教育 ICT ポータルサイト)

URL : <https://www.tochigi-edu.ed.jp/educenter/ICTPortal>

参考例

- ・ SNS 上のやり取りから生じるトラブルについて (P.9~11)
- ・ SNS による情報発信のリスクについて (P.34~37)
- ・ 批判と非難の違いについて (P.108~109)
- ・ 情報発信に対する反応について (P.110~111)
- ・ チャット上の悪口について (P.112~113)
- ・ 誹謗中傷について (P.140~141)



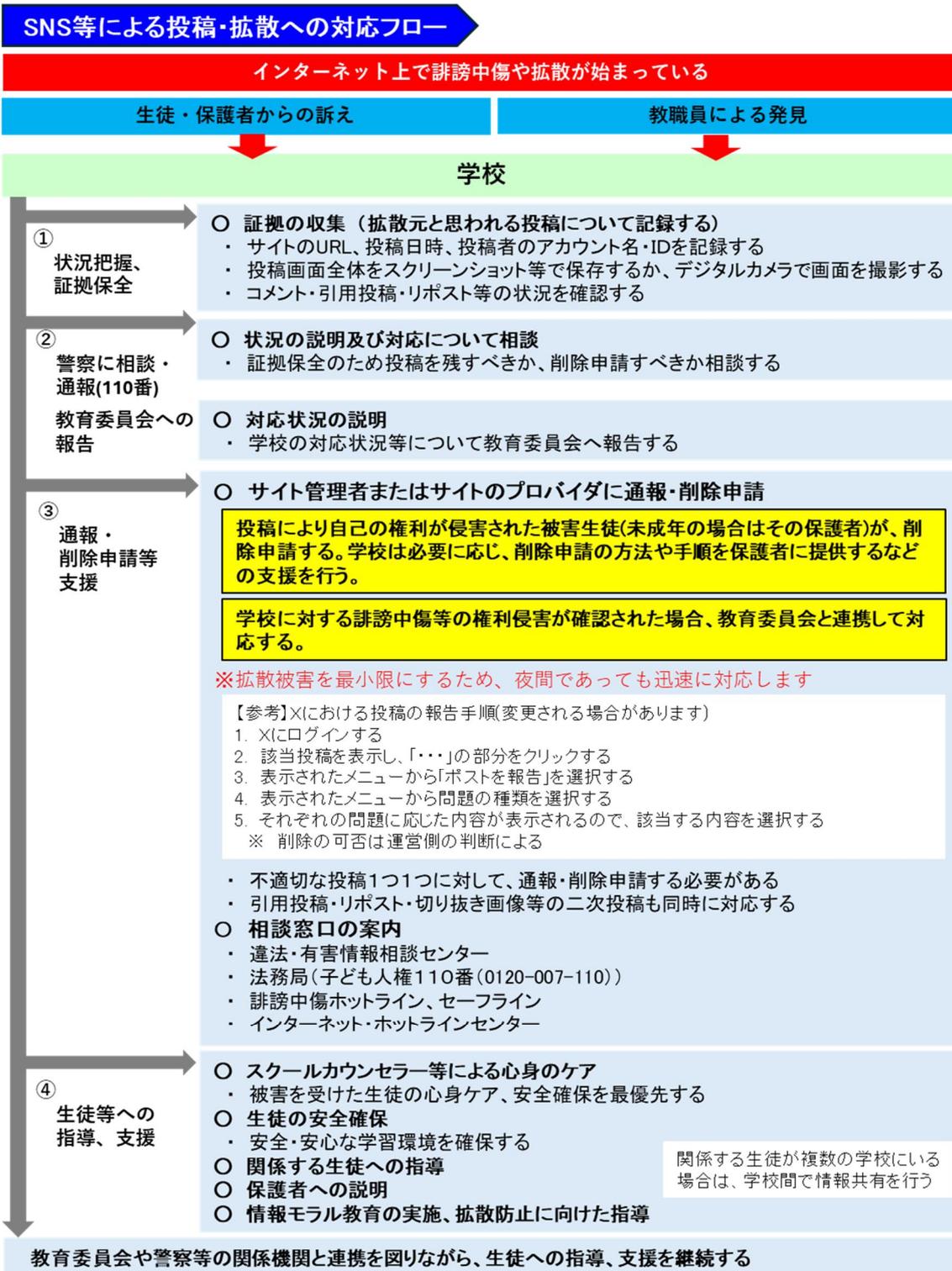
情報モラル学習サイト (文部科学省) URL : <https://www.mext.go.jp/moral/#/>

参考例

- ・ 情報を発信する
- ・ SNS などを使う
- ・ 情報を確かめる



4 SNS等による投稿・拡散に対して学校が取るべき対応



5 Q & A (生徒からの質問に対して)

Q 1 「友達が嫌がってないなら、問題ないのでは？」

A 問題あります。

裁判所が見るのは「あなたの気持ち」「友達との関係」ではなく、「法的に保護される権利が侵害されたか」だけを判断します。「仲が良い」「冗談」は一切考慮しません。

Q 2 「悪意がないのに、どうして責任を取らされるんですか？」

A 民法は“結果責任”だからです。

民事裁判では「わざとやったか」より「結果として害を与えたか」が重視されます。無知・軽率・善意は免罪符になりません。

Q 3 「すぐ消せば問題ないですよ？」

A 問題あります。

短時間しかネットに出していなくても、その間に第三者が「保存」「スクリーンショット」「二次転載」をする可能性があり、消した時点で、もう遅い。

Q 4 「顔を隠していれば大丈夫でしょ？」

A 大丈夫ではありません。

「制服」「校舎」「自宅周辺」「通学路」これだけで特定可能です。

「顔が写っていないなくても肖像権・プライバシー侵害は成立する」

Q 5 「公開アカウントじゃなければ安全ですよ？」

A 公開アカウントでなくても「安全」とは言えません。

公開・非公開に関わらず、SNSでは自分が意図しない形で情報が広まるリスクがあります。本当に守りたい情報は、そもそもネットに出さない。

Q 6 「高校生なら、そこまで大ごとにならないですよ？」

A 関係ありません。

親に賠償責任が発生する可能性がある。「未成年だから軽い」は完全な誤解です。

Q 7 「ストーカーしたのは“別の人”ですよ？なんで自分が責任を？」

A “原因を作った人”も責任者です。

裁判では誰が手を下したかだけで終わらない。危険を発生させた行為が問われる。

「無断投稿はストーカー被害の起点になり得る」

Q 8 「匿名アカウントならバレないですよ？」

A 特定されます。

「発信者情報開示請求」「IP・ログイン情報」等、すべて裁判所命令で開示可能。

実際に無断投稿者の個人情報が開示された判例あり

Q 9 (核心)「じゃあ、どうすれば安全なんですか？」

A 自分で判断し、不適切な情報は、最初から投稿しない。